

ユネスコ無形文化遺産
国指定重要無形民俗文化財

吉弘楽

毎年7月第4日曜日に国東市武蔵町吉
広に鎮座する楽庭八幡神社境内に於いて
五穀豊穡と虫祈祷のために行われる楽打
ちです。

昭和41年大分県指定重要無形民俗文化
財、昭和46年国選択重要無形民俗文化
財、平成8年国指定重要無形民俗文化財
に選定、令和4年ユネスコ無形文化遺産に
認定されました。

楽打ちとは、太鼓を打ち鳴らしながら



【ユネスコ無形文化遺産】

ユネスコの無形文化遺産への登録については、平成15年（2003年）のユネスコ総会において採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」において、定められています。この条約は、社会の変容などに伴い、無形文化遺産に衰退や消滅などの脅威がもたらされるとの認識から、無形文化遺産の保護を目的としています。日本は平成16年（2004年）に締約し、令和4年3月末時点で180か国が本条約を締約し、無形文化遺産の保護に努めています。今回の登録は「風流踊」として全国41件の民俗芸能が登録されました。「吉弘楽」はこの「風流踊」の一つです。

【風流踊】

華やかな、人目を惹く、という「風流（ふりゅう）」の精神を体現し、衣装や持ちものなどに趣向をこらし、歌や、笛・太鼓・鉦などの囃子に合わせて賑やかに踊る民俗芸能です。地域の歴史や風土に応じ、広く親しまれている盆踊をはじめ、念仏踊や太鼓踊など様々な姿で伝承されており、そこに込められた願いも除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど多様ですが、安寧な暮らしを願う地域共同体によって囃し、踊られ今日に継承されてきました。風流踊には、地域の人々が世代を超えて関わっており、地域全体で伝承してきたことから、風流踊は、地域社会の核ともなる役割を果たしてきました。特に災害の多い日本では、被災地域の復興の精神的な基盤となるなど、文化的な意味だけではなく、社会的な機能も有しています。